

西予市広告事業実施要綱

平成19年 9 月28日
西予市告示第117号

(目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより、市の新たな財政収入を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「広告媒体」とは、次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の広報印刷物その他市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が適当と認めるもの

(広告の掲載制限)

第3条 市長は、次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張を行うもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として不適当と認めるもの

(広告の掲載基準)

第4条 広告媒体に掲載できる広告に関する掲載基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告媒体の種類は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定め

る。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、広告審査委員会(以下「委員会」)を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

3 委員長は、総務企画部長をもって充て、委員は委員長が指名する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告内容、広告掲載等に関し疑義が生じた場合において、委員長が招集することができる。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務企画部財政課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則([平成26年西予市告示第106号](#))

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則([平成29年西予市告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。